

成年後見制度

— いつまでも 安心して 暮らせるために —



- 成年後見制度とは? 2
- 成年後見制度の種類 4
- 法定後見制度 4
- 一般的な手続きの流れ 5
- 申立て 6
- 成年後見人等の選任 7
- 成年後見人等の仕事 7
- 任意後見制度 8

大野市社会福祉協議会
生活あんしんセンター
結はあと

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちがいつまでも安心して暮らすことができるよう、本人の気持ちを大切にし、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなどさまざまな支援を行う法的な制度です。

たとえば…

医療や福祉サービスの手続きや契約がややこしくてわからない



成年後見人等*が支援します

わかりやすく説明してくれたり、本人に代わって手続きや契約をしてくれたりします。



よくわからないまま
いらないものを
買わされそうになる

成年後見人等が支援します

買うか買わないか
いっしょに考えてくれたり、
まちがって買ってしまったときは、
取り消してくれたりします。



* 成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。【▶詳しくは4ページ】

もの忘れるが多くて
ついついお金を使ってしまう



成年後見人等が支援します

必要なお金をいっしょに考えて
くれたり、出し入れをしてくれ
たりします。
保険料や税金などの支払いを
手伝ってくれたりします。

親が残してくれた お金や家などを
どうしたらよいか わからない

成年後見人等が支援します

本人といっしょに
遺産の分け方を話しあったり、
必要があれば 土地や建物を
処分したり*してくれます。



* 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

将来、自分が認知症に
なったときには
誰が支えてくれるのか
不安になってしまう



任意後見人*を決めておきます

息子が任意後見人になってくれた。
息子が私をサポートしてくれることに
なったので心強い。



* 任意後見人【▶詳しくは8ページ】

成年後見制度の種類

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

- 判断能力が不十分になる前に → **任意後見制度** 【▶詳しくは8ページ】
- 判断能力が不十分になってから → **法定後見制度**

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人をいいます。）が選ばれる制度で、本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があります。

	補 助	保 佐	後 見
対象となる人	重要な手続きや契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方 （判断能力が不十分な方）	重要な手続きや契約などを、ひとりで決めることが心配な方 （判断能力が著しく不十分な方）	多くの手続きや契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方 （判断能力が全くない方）
受けられる支援の範囲 （※1・2）	一部の限られた手続きや契約などを ・いっしょに決めてもらう ・代わってしてもらう ・取り消してもらう	財産にかかわる重要な手続きや契約などを ・いっしょに決めてもらう ・代わってしてもらう ・取り消してもらう	すべての契約などを ・代わってしてもらう ・取り消してもらう
支援をしてくれる人	補 助 人	保 佐 人	成年後見人

※1 補助、保佐の場合、支援の内容を変えることができます。その内容は、変更の申立てにより家庭裁判所が定める行為になります。

※2 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

一般的な手続きの流れ

…法定後見制度を使うには

身近な相談窓口へ

相 談

相談支援専門員、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネージャー）、生活あんしんセンター「結はあと」※、大野市役所の相談窓口、成年後見制度に関わっている社会福祉士・司法書士・弁護士の団体など

※大野市社会福祉協議会
**生活あんしんセンター
「結はあと」**
成年後見等に関する相談に応じるとともに、成年後見等の申立て手続きの支援や制度の利用促進を図ります。



家庭裁判所へ

申立て*

診断書や必要な書類、手数料などを用意してください。
本人の状況や状態などを聞かれことがあります。

※申立て【▶詳しくは6ページ】

成年後見人等の決定

成年後見制度の開始

成年後見人等は家庭裁判所が選びます。
本人が希望する人が成年後見人等に選ばれる場合や、
専門家などから選ばれる場合があります。



※申立てから利用開始までの期間は、多くの場合、早ければ1～2か月、長くても4か月以内くらいです。

申立て

Q1

申立てはどこの裁判所でもできますか？

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。

大野市民は福井家庭裁判所（福井市春山1丁目1-1）になります。

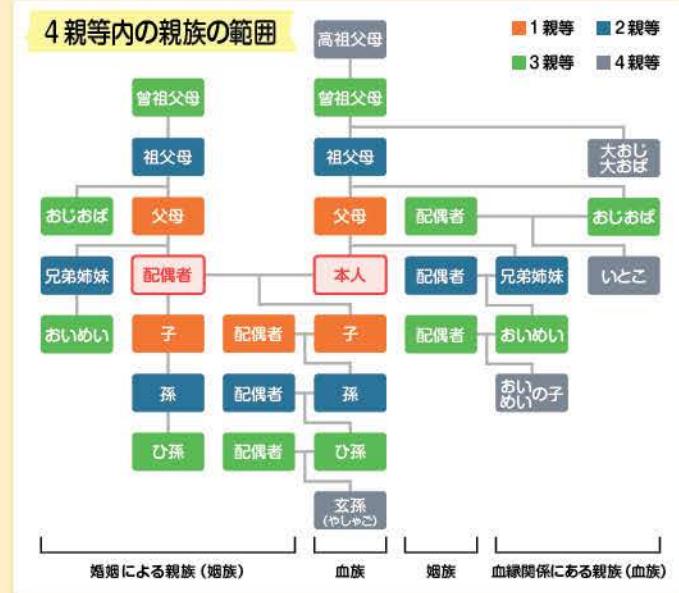
Q2

誰でも申立てができますか？

申立てをすることができる人は、本人、その配偶者、4親等内の親族などです。

その他に大野市長が申し立てるこどもできます。

※ 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のことをいいます。



Q3

申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
※補助や保佐において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手（連絡用）
- 本人の戸籍謄本
- 鑑定料（鑑定を行う場合）など
※本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合は、鑑定料が必要になり、その額は個々の事案によって異なります。

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などで確認してください。

Q4

申立てを取り下げることはできますか？

申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。たとえば、申立人が候補者として推薦する人が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取り下げは認められません。

成年後見人等の選任

家庭裁判所は、後見等の開始の審判*をすると同時に、最も適任と思われる人を成年後見人等に選任します。

*審判とは、後見等の判断を決定する手続きをいいます。

成年後見人等に選ばれるのは…

親族



本人にとって身近な頼れる人

市民
後見人



専門的な研修を受けた地域の人

専門職



福祉や法律の専門家
(社会福祉士、司法書士、弁護士など)

福祉関係
の法人



社会福祉協議会など

成年後見人等の仕事

成年後見人等の仕事は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

財 産 管 理

通帳の保管や
支払いの
お手伝い



必要のない
不利益な
契約の
取り消し



身 上 監 護

サービス利用契約
のお手伝い



入院・施設入所契約
のお手伝い



定期的な
訪問や
見守り



書類の確認と
手続きの
お手伝い



※1 食事の世話や実際の介護などできないこともあります。
※2 病気やけがの治療、手術などの同意はできません。

任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、手続きなどについては、最寄りの公証役場*にたずねてください。

* 福井公証人合同役場（福井市順化1丁目24-43 ストークビル9階）

Q1

任意後見契約を結ぶには、
どのくらいの費用が
かかりますか？



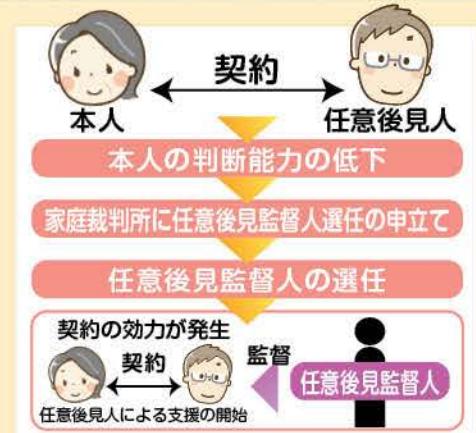
次のような費用がかかります。

- 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- 登記嘱託手数料（1,400円）
- 法務局に納める印紙代（2,600円）
- その他（公正証書（正本・謄本）代、登記嘱託書郵送用の切手代など）

Q2

任意後見契約はいつから効力を
持つのですか？

- 本人の判断能力が低下した場合は、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。
この手続きを申し立てができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者（任意後見人となる人）、4親等内の親族などです。
- 任意後見監督人選任の申立てをする必要が生じた場合は、家庭裁判所にたずねてください。



◆成年後見制度について わからないことや聞きたいことは…◆

社会福祉法人 大野市社会福祉協議会
生活あんしんセンター「結はあと」

〒912-0084 福井県大野市天神町1-19
多田記念大野有終会館（結とぴあ）内
TEL (0779) 65-8773 FAX (0779) 66-0294

